

第 1 1 4 号議案

足立区墓地の設置に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 0 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区墓地の設置に関する条例の一部を改正する条例

足立区墓地の設置に関する条例（平成 1 7 年足立区条例第 4 8 号）の
一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 3 4 条の規定により」を削り、「設立された法人」を「設立され、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 9 号）第 4 条に基づく認定を受けた法人」に改め、「同法第 4 5 条に規定する」を削り、「その他の事務所」を「従たる事務所」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 1 8 年法律第 5 0 号。以下「整備法」という。）第 3 8 条の規定による改正前の民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 3 4 条の規定により墓地等の経営を目的に設立された法人であつて、整備法第 4 2 条に基づく特例社団法人又は特例財団法人であるものについては、なお従前の例による。ただし、施行日から起算して 5 年を経過する日までの期間に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 7 条に基づく公益認定の申請を行わなかった場合又は同法第 4 条に基づく認定を受けられなかった場合は、この限りで

ない。

(提案理由)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。